

遺贈のご相談をお受けします

～自分が暮らす・育った「ひょうご」にありがとうの気持ちを込めて～

※遺贈とは：遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に寄付することを遺贈といいます。

1万円からでも
遺贈寄付は
可能です

ご自身の意志を反映させた使い方ができる「遺贈寄付」



遺産を地域のために活かして欲しいという声が増えつつ高まっています。一方で「どこに寄付すればいいの?」という戸惑いの声もよく聞かれます。当財団は、地域に貢献したいというお志に「納得できる寄付事業」をご提案する社会貢献のための財団です。兵庫県内での20年以上の活動実績をベースに、あらゆる分野でご寄付を活かした活動をご提案いたします。

昨今クローズアップされている「子どもの貧困」問題や、外国籍の子どもが地域で学び、成長していくための支援、災害被災者への支援など、ごく普通の暮らしを続けるために市民相互の支えあいが必要になってきています。行政ではカバーできない社会課題に、私たちは取り組んでいます。

税制優遇資格を持つ、信頼できる団体です

当財団は兵庫県知事から認定を受けた公益財団法人で、
当財団へのご寄付・遺贈寄付には相続税がかかりません。

●相続時のご寄付または遺贈の場合、寄付額は相続税の対象となりません。



専門家と連携し、さまざまなお相談に対応いたします

連携先：弁護士・税理士・司法書士・不動産鑑定士など



遺贈や相続財産をご寄付される場合には、税金や法律での悩みや心配事の解決や、寄付の手続きも必要になってきます。ひょうごコミュニティ財団では、税務や法務のプロと連携し、対応いたしますのでご安心ください。



公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

お気軽に
ご相談ください

9:00～17:00(日・祝休み) 土曜日(および夜間) 090-8123-3634 実吉(じつよし)まで

TEL: 078-380-3400

FAX: 078-367-3337

団体 E-mail: hyogo@communityfund.jp